

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等

- 1 許認可等の内容 農地の転用の許可
- 2 根拠法令・条項 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項
農地法第5条第1項
- 3 整理番号 申C27-229-4条1項-19941001
申C27-229-5条1項-19941001
- 4 関連する法令の規定
農地法施行令（昭和27年政令第445号）
農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）
- 5 審査基準
農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け構改B第404号農林水産事務次官通知）
「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長、農村振興局長通知）
農地転用許可制度運用指針（令和3年6月10日付け農政第156号埼玉県農林部長通知）
- 6 審査基準設定の経緯
新規設定：平成6年10月1日備付け
修正：令和3年9月15日備付け
- 7 標準処理期間 別紙のとおり
- 8 標準処理期間設定の経緯
新規設定：平成6年10月1日備付け
修正：平成28年5月12日備付け
- 9 許認可等を行う権限を有する行政庁
都道府県知事等
（農地の転用面積が4ヘクタール超の場合は農林水産大臣へ協議が必要）
- 10 担当機関（申請先）
農地の所在する市町村農業委員会を經由し、農林部農業政策課又は県農林振興センター
- 11 備考

別紙

	農業委員会による 意見書の送付	都道府県知事等による許可等の処分 又は協議書の送付	地方農政局長等による協議に対する 回答の通知
農業委員会が農業委員会 ネットワーク機構に意見を 聴かない場合	申請書の受理後 15日間	申請書及び意見書の 受理後10日間	
農業委員会が農業委員会 ネットワーク機構に意見を 聴く場合	申請書の受理後 20日間	申請書及び意見書の 受理後10日間	
うち農地法附則第2 項の農林水産大臣への 協議を要する事案	申請書の受理後 20日間	(協議書の送付) 申請書及び意見書の 受理後5日間	協議書受理後 5日間
		(許可等の処分) 申請書及び意見書の 受理後10日間	
事前審査申出		申出書の受理後 15日間	